

AIUの火災保険 スイートホームプロテクション

ホームライフ総合保険



- ●「スイートホームプロテクション」は、ホームライフ総合保険のペットネーム(愛称)です。
- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

お問合せ・お申込みは

● 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト http://www.aiu.co.jp お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B21-128 (B-003931 2018-07) 08-16 100M (TF-OX)

スイートホームプロテクションとは



あなたの大切なお住まいは、火災をはじめ台風や地震などの自然災害や その他の日常生活における災害などさまざまなリスクにさらされています。 また、お住まいの地域や一戸建てまたはマンションなどのライフスタイルによってリスクも変化します。 お客さまのニーズにあわせて最適なプランをお選びいただけるよう 充実した補償や特約をご用意しています。

のリスク

のリスク





お客さまのご要望にお応えしました。/

たとえば

自分で必要と思う補償だけ、納得して選びたい!



『高層マンションに住んでいるので、床上浸水の心配はない。』

▶ 「火災、落雷、破裂・爆発」以外の補償はお客さまのご要望に応じて で選択いただけます。

たとえば

大切な「わが家」には、補償を充実させたい!



▶ 「水災」の補償は充実の「100% (損害額)型」をご用意しました。



割引をわかりやすく、充実させて欲しい!

『両親と同居するためにオール電化の二世帯住宅を新築した。』

▶ 火を使わないご家庭向けの「オール電化住宅割引」やたばこを吸わないご家庭 向けの「ノンスモーカー割引」など、お客さまのご要望を割引に反映しました。 また、地球に優しい省エネ住宅向けの「発電エコ住宅割引」を導入しました。

安心の新価(再調達価額)実損払方式

『時価払』の火災保険では時価額を ご契約金額としてご契約いただく ため、建物に損害が発生した場合、 今までと同等の建物を建てること ができませんでした。

スイートホームプロテクションは、 建物に損害が発生した場合、ご契 約金額を上限として、同等のものを 新たに購入できる金額を補償しま す。







『新価(再調達価額)実損払』で復旧 新価(再調達価額)実損払しとは?

事故が起きた時、保険の対象を再調達(注)するのに必要な金額の 実額をご契約金額を限度にお支払いすることをいいます。 (注)再調達とは、建物を修理または再築すること、家財を修理また は新品を購入することをいいます。



『時価払』の火災保険で復旧

_ | 同等のものを新たに建築または | 年数の経過による価額の 購入するのに必要な金額

月日が経過すると建物は老朽化し、年々その価値が失われていきます。

ご契約の手順 ----

1.保険の対象をお決めください

次のものを保険の対象とすることができます。









- すまいのリスクをご確認ください。
- ●地震保険もおすすめします。
- ✓ 3.オプション(特約)をお選びください ■補償の充実をご検討ください。
- ✓ 4.ご契約金額をお決めください
- ✓ 5.保険期間をお決めください
- ✓ 6.構造級別をご確認ください
- ✓ 7.割増引をご確認ください

割増引の概要

- ■一定の耐火基準を有する建物の場合
 - 耐火性能割引(T構造耐火性能割引·H構造耐火性能割引)
- ■オール電化住宅の場合
 - オール電化住宅割引
- ■太陽光発電システム、エネファームを備え付けている場合

発電エコ住宅割引

■2005年10月1日以降新築の建物の場合

新築物件割引

- ■ご家族がたばこを吸わない場合
- (ノンスモーカー割引(保険期間1年の場合のみ)
- ■1980年12月31日以前に建築された建物の場合
- 建築年割増
- ●割引の適用にあたり確認書類の提出をお願いする場合があります。
- ●「ご契約にあたって」をご覧ください。

はじめに

スイートホームプロテクションとは



スイートホームプロテクションの什組み

お客さまの必要な補償をご要望に応じて お選びいただけます。



基本補償+地震保険

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合



主なオプション(特約)とその概要

基本補償にプラスすることで より幅広いリスクをカバーできます。



ご契約にあたって

ご契約金額、保険期間、建物の構造、 各種割増引をご確認ください。



重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)



建物

家財

プロテクションの仕組みスイートポーム



噴火による災害



津波による災害





は地震もしくは噴火またはこれら による津波を原因とする災害に よる損害については9地震火災 費用保険金を除き保険金をお支 払いできません。

お申し込みの内容によってはお引き受け できない補償内容・特約があります。

火災のリスク

自然災害のリスク

E PILE

日常災害のリスク

6

不測かつ

6

(破損、汚損など

350



模様替えをしている

際に家具でドアに穴

をあけてしまった。





地震による火災



①スイートホームプロテクションで

損害保険金

保険の対象(建物 や家財)に右記の 事故が起こったと きに損害保険金を お支払いします。

火災

ひょう 風災·雹災·

台風で屋根の一部

台風で窓が割れて雨が

部屋に入り、家電製品

が壊れた。



り、床や壁に損害が

豪雨で床上浸水とな!

り、家具や家電製品が



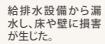
豪雨で床上浸水とな 自動車 に当て逃げ



され、塀が壊された。

自動車 の飛び込み

で家具が壊れた。



給排水設備から漏 水し、家電製品が使

デモ行進中に物を 投げられ、家具が壊 れてしまった。

デモ行進中に壁や

塀を壊された。

盗まれた。

泥棒にドアのカギ

や窓ガラスを壊さ

れた。

掃除中に誤ってテレ ビを倒し、壊してし

●ご契約条件によっては、お支払いする保険金の額が再調達価額に 満たない場合があります。

新価(再調達価額)実損払(ご契約金額限度)

その他 費用保険金

損害保険金以外に も、様々な費用をお 支払いします。

▽事故時諸費用保険金

例えば 料理の火で住宅が燃えてしまった。

Mえば 落雷で家電製品がショートした。

- 上記 ○ ⑤ の事故により損害保険金 が支払われ、臨時に費用が生ずる場合に補償します。
- 3残存物取片づけ費用保険金
- 上記①~③の事故により損害保険金 が支払われ、残存物取片づけ費用が生ずる場合に補償します。
- **9**地震火災費用保険金
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原 因の火災で、家財を収容する建物が半焼以上または家財が全焼となったときに補償します。

10 損害防止費用保険金

損害の発生、拡大を防止するために 費用が生ずる場合に補償します。

オプション(特約)

基本補償にプラスすることで、より幅広いリスクをカバーできます。

主なオプション(特約)については、7ページ以降をご参照ください。

建物の追加補償

ドアロック交換費用

防犯装置設置費用



臨時賃借•宿泊費用



ご近所への補償 類焼損害



他人への補償 個人•受託品賠償責任







建物のみのご契約では

「家財」は補償されません。

「家財」を保険の対象とした場合、上記①~⑥の 事故により損害を受けた場合に加え、通貨など の盗難による損害を受けた場合も補償されます。

●通貨などの盗難の場合は73は支払われません。

● 保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に以下の事故が起こったときに損害保険金をお支払いします。

のリスク

自然災害

のリスク



🕦 火災、落雷、破裂・爆発

火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合

2 風災·雹災·雪災

風災、雹災または雪災によって保険の対象である建物または家財について損害(注1)(注2)が発生した場合

■風災・**電災・雪災による保険金お支払方法**(ご契約の型によりお支払方法が異なります。)

「型(白己負担型)

損害の額から自己負担額(ご契約条件により10万円 または20万円)を差し引いて保険金をお支払いします。 ●契約条件によっては自己負担額のないご契約もできます。

Ⅱ型(損害額20万円以上型) 損害の額が20万円以上となった場合に、自己負担 額なしで保険金をお支払いします。

●損害の額が20万円に満たない場合には保険金 をお支払いできません。

(注1)風、雨、雪、雹、砂塵などの吹込みによる損害は、建物外部が風災・雹災・雪災によって破損し、その部分からの 吹込みに限ります。

(注2) 雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。

①水災によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、それぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 ②保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った 結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合

■水災による保険金お支払方法(で契約の型によりお支払方法が異なります。)

- 1919C1-01 0 PHINE 00 2019 13 (C 2019 12 12 10 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20						
	損害の程度	I 型-100%(損害額)	Ⅱ型-100%(一部定率)	Ⅲ型-70%縮小(一部定率)		
1	再調達価額の30%以上の損害		損害の額×100%	損害の額×70%		
2	ア. 再調達価額の15%~30%未満の損害	損害の額×100%	ご契約金額×15% (1敷地内ごとに300万円限度)	ご契約金額×15% (1敷地内ごとに300万円限度)		
	イ. 再調達価額の15%未満の損害		ご契約金額×5% (1敷地内ごとに100万円限度)	ご契約金額×5% (1敷地内ごとに100万円限度)		

●Ⅲ型、Ⅲ型の場合で、②アとイの損害保険金の合計額は、1事故1敷地内ごとに300万円を限度とします。

4 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、水濡れ、労働争議に伴う暴力・破壊行為

●建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突も しくは接触によって、保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合

●給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水に よる水濡れによって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合

●騒 擾 およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である建 物または家財について損害が発生した場合

盗難によって保険の対象である建物または家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合

■盗難による保険金お支払方法

盗難による被害物	お支払いする保険金
A. 建物・家財(下記B.を除く)の場合	損害の額 [ご契約金額を限度に保険の対象の再調達価額による]
B. 通貨などの盗難の場合 生活用の通貨、小切手、切手または印紙、預貯 金証書(キャッシュカード含む)または乗車券 等の盗難をいいます。 (家財を保険の対象とした場合のみ)	損害の額 [通貨、小切手、切手または印紙:1事故1敷地内ごとに合計20万円限度] [預貯金証書:1事故1敷地内ごとに200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額を限度]

[乗車券等:1事故1敷地内ごとに5万円限度]

●家財が屋外にある間に生じた盗難、家財の置き忘れまたは紛失は対象になりません。

6 不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)

不測かつ突発的な事故(注)によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合 損害の額から自己負担額(ご契約条件により1万円または10万円)を差し引いて保険金をお支払いします。 (注) 上記①~⑤以外の事故をいいます。

●ただし保険の対象が家財の場合は30万円が限度

その他費用保険金

☑ 事故時諸費用保険金

損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

●通貨などの盗難の場合は、28は支払われません。

〈保険金をお支払いする場合〉 損害保険金の①~⑤の事故により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合 〈<mark>お支払いする保険金</mark>〉 ご契約条件により損害保険金の 10% または 30% 【 1 事故 1 敷地内ごとに 100 万円限度】

8 残存物取片づけ費用保険金

〈保険金をお支払いする場合〉損害保険金の①~⑥の事故により損害保険金が支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合 〈お支払いする保険金〉実際に支出した額 【損害保険金の10%に相当する額が限度】

9 地震火災費用保険金

〈保険金をお支払いする場合〉 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の いずれかに該当し、それによって臨時に費用が生じる場合

・保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき

・保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上またはその家財が全焼となったとき

〈お支払いする保険金〉ご契約金額×5% 【1事故1敷地内ごとに300万円限度】

10 損害防止費用保険金

〈保険金をお支払いする場合〉 損害保険金の①~⑥の事故による損害の発生、拡大を防止するために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合 〈お支払いする保険金〉実際に支出した額 【地震火災費用保険金の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。】

●保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。

すべての内容を記載しているものではないため、

詳細は「保険の約款」をご参照ください。

- ●ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは 重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
- ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金により一部お支 払いする場合があります。地震保険のご加入をご検討ください。) など

家財を保険の対象とする場合でも、 以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・自動車(原動機付自転車を除きます。)
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書など (通貨などの盗難を除きます。)
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿など
- ・動物、植物などの生物
- ・データやプログラムなどの無体物 など



地震の備えは「地震保険」で

スイートホームプロテクションだけでは、大切な建物や家財について、 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。 地震保険を合わせてご契約いただくことをおすすめします。



〈保険金をお支払いする場合〉

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象である建物 または家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に、保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費で はなく、損害の程度(※1)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

〈お支払いする保険金〉

損害の程度(※1)	お支払いする保険金(※2)				
全 損	地震保険のご契約金額の100% (時価限度)				
大 半 損	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%限度)				
小 半 損	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%限度)				
一 部 損(※3)	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%限度)				

(※1)損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。「地震保険損害認定基準」についてはご契約のしおりをご参照ください。

- (※2)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金 総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。(2016年8月現在)
- (※3)損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金をお支払いできません。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

・ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

・地震等の際における保険の対象の紛失または盗難 など

・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 ・戦争、内乱などによる損害 〈地震保険の割引制度〉

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。詳しくは13ページ〔地震保険の割引〕をご参照ください。

〈地震保険料控除制度〉

・ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。

・下記は2016年8月現在の税法上の取扱概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

		所得税の取扱い	住民税の取扱い		
+817 785	対象契約	地震	保険		
概要	控除額	最高5万円	最高2万5千円		
	控除対象額	払込地震保険料の全額(※4)	払込地震保険料の半額(※4)		

(※4) 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込みいただいた場合には、払い込みいただいた保険料を地震保険 の保険期間で除した額が毎年の控除対象額となります。分割払の場合には、実際にその年中に払い込みいただいた地震保険料が、控除対象額となります。



日常災害

のリスク

※被保険者またはそのご家族が、次の特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にて同種の特約をセットされている場合には、 補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご検討ください。 【持ち出し家財補償特約、個人・受託品賠償責任補償特約、借家人賠償責任・修理費用補償特約、類焼損害補償特約、支払用カード・個人情報不 正使用被害等補償特約】

建物の追加補償



●ドアロック交換費用補償特約

盗難にあわれた後の防犯対策に!

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物のドアのかぎが日本国内で盗難された場合において、 被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担された場合

ドアロックの交換のために、実際に支出された費用 お支払いする保険金 【1事故につき、3万円限度】



量 建物

■■ 家財

■■家財

防犯装置設置費用補償特約

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為(注)が発生し、かつ、被保険者が その犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために建物の改造費用を負担された場合 (注)不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯 罪行為について警察署に届け出たものに限ります。

お支払いする保険金

防犯装置を設置するために、犯罪行為発生の日から180日以内に実際に支出された費用 【1事故につき、20万円限度】

●上記の2特約はセットでのご契約となります。なお、共同住宅(区分所有の専有部分を除く)にはセットできません。



量 建物

■■家財

臨時賃借·宿泊費用補償特約

まさかの災害で家に住めないときに!

保険金をお支払いする場合

P3~4に記載の基本補償で補償する事故(通貨などの盗難の場合を除きます。)によって 保険の対象である建物または家財が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合

- ・保険の対象が建物である場合には、その建物が半損(注1)以上となった場合
- ・保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損(注1)以上となっ た場合、またはその家財が全損(注2)となった場合
- (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害 を受けた部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことによって生じる費用

お支払いする保険金

【1か月につき10万円限度、かつ、1事故につき6か月限度】



●建て替え・取り壊し費用補償特約

建物の大半が損壊。建て替えを希望される方に!



保険金をお支払いする場合

📻 建物

●建て替え費用保険金/●取り壊し費用保険金

保険証券記載の建物について、P3~4に記載の基本補償で補償する事故(盗難の場合を除きます。)の損害保険金をお支払いする場合において、次 に掲げる条件をすべて満たすときに、被保険者が建て替え費用を負担された場合および損害を受けた建物を取り壊すときの費用を負担された場合 ・損害の額が、その建物の再調達価額の70%以上であること

- •損害を受けた建物と同一用途の建物に建て替えること
- ●原則として、損害発生日から2年以内に建て替えが完了することが必要となります。

お支払いする保険金

●建て替え費用保険金

実際に建て替えに支出された費用

実際に取り壊しに支出された費用

【再調達価額から損害の額を差し引いた額が限度(注)】

【建て替え費用保険金×10%限度】 (注)で契約金額が再調達価額より低い場合は、次の算式によって算出した額を限度とします。

支払限度額=(再調達価額ー損害の額)×ご契約金額

お庭もご心配な方におすすめ!



敷地内構築物修復費用補償特約

P3~4に記載の基本補償で補償する事故(通貨などの盗難の場合を除きます。)の損害保険金をお支払いする場 合において、それぞれの事故によってその建物の敷地内構築物(注)についても損害が生じ、これを修復した場合 (注)敷地内に所在する庭木、庭石、灯籠、物干、遊具、井戸などをいい、垣、鉢植および草花などを除きます。

●取り壊し費用保険金

お支払いする保険金

保険金をお支払いする場合

庭石などの修復のために、実際に支出された費用

【1事故1敷地内ごとに10万円限度】



📻 建物

●バルコニー等修理費用補償特約[専用使用権付共用部分修理費用補償特約]

保険金をお支払いする場合

P3~4に記載の基本補償で補償する事故(通貨などの盗難の場合を除きます。) の損害保険金をお支払いする場合において、それぞれの事故によってその建物 の専用使用権付共用部分(バルコニーなど)についても損害が生じ、共同住宅の 居住者で構成される管理組合の規約に基づき自己の費用で修理した場合

バルコニーの損害にも備えられます!

お支払いする保険金

バルコニーなどの修理のために、実際に支出された費用 【1事故1敷地内ごとに10万円限度】

家財の追加補償



▮■■ 家財

●持ち出し家財補償特約

保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当する方によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出さ れた家財に損害が生じた場合

外出時の大切な持ち物を補償します!

①被保険者、②被保険者の配偶者、③被保険者または配偶者と生計を共にする 同居の親族、④被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子、⑤② から④までに該当する者のほか、被保険者と同居または生計を共にする親族

●置引きによる損害、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品 に生じた損害はお支払いできません。

お古むいする保除全の額

お支払いする保険金

●持ち出し家財保険金



サルバサ	00又は0.3の体法型の時
1. 保険証券記載の建物外における生活用の通貨、小切手、切手または印紙、乗車券などの盗難	損害の額 【1事故につき5万円限度】
2. 保険証券記載の建物以外の建物内における生活用の預貯金証書(キャッシュカード含む)の盗難	損害の額 【1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度】
3.上記1.2以外の家財の偶然な事故	損害の額(再調達価額)(注) 【1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度】

(注)美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超える場合は、損害の額(時価額)を1個または1組ごとに 30万円とみなします。



美術品等の明記に関する特約

1個または1組の価額が100万円を超える美術品等がある場合、または1個または1組の価額が30万円を超える美術品等 の合計金額が300万円超となる場合に、この特約をセットすることをおすすめします。

■■家財

保険金をお支払いする場合

明記物件(保険証券に明記された次に掲げる物(もの))にP3~4に記載の基本補償 で補償する事故(通貨などの盗難の場合を除きます。)によって損害が発生した場合 ・美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

高額な美術品・貴金属の補償です!

・稿本、設計書、帳簿など

お支払いする保険金

基本補償での契約条件にもとづき、損害保険金および費用保険金をお支払い します。ただし、損害の額は時価額により定めます。(1個または1組の明記物件の 損害保険金はご契約金額を限度とします。)

- ●明記物件のご契約金額が時価額の80%未満となる場合、お支払いする保険金 は削減されますのでご注意ください。
- ●盗難の場合は、1事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。

※被保険者またはそのご家族が、次の特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にて同種の特約をセットされている場合には、 補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご検討ください。 【持ち出し家財補償特約、個人・受託品賠償責任補償特約、借家人賠償責任・修理費用補償特約、類焼損害補償特約、支払用カード・個人情報不 正使用被害等補償特約】

大家さんへの補償



●借家人賠償責任・修理費用補償特約

保険金をお支払いする場合

■■。家財

●借家人賠償責任

被保険者の借用戸室が次の事故により損害を受けた場合 において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対し、 法律上の損害賠償責任を負担するとき

①火災、破裂または爆発

②盗難

- ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水に よる水濡れ
- ④上記①~③以外の不測かつ突発的な事故

お支払いする保険金

●借家人賠償責任保険金

借用戸室の貸主に対する損害賠償金、訴訟費用など 【1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度】

次の事故により借用戸室について損害が発生した場合で、 被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自 己の費用で現実にこれを修理したとき。ただし、借家人賠 償によって保険金を支払う場合を除きます。

賃貸住宅にお住まいの方におすすめ!

- ①火災、落雷、破裂・爆発
- ②風災・雹災・雪災
- ③建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
- ④給排水設備の事故等による水濡れ
- ⑤騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為
- ⑦水災
- ⑧上記①~⑦以外の不測かつ突発的な事故

ご近所へ延焼させてしまった場合の備えとして!

●修理費用保険金

被保険者が実際に支出された修理費用 【1事故につき100万円限度】

ご近所への補償



類焼損害補償特約

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣の住宅や それらに収容された家財に類焼による損害が生じた場合(類焼の被害にあわれた方か ら60日以内に通知されたものに限ります。)

お支払いする保険金

●類焼損害保険金

類焼した建物や家財の損害の額 【保険期間を通じて1億円が限度(保険期間が1年を超える 場合は、1年ごとに1億円が限度)】

●損害の額から他の保険契約等の保険金および共済金の 支払責任額の合計額を差し引いた額をお支払いします。

●損害防止費用保険金

損害の発生または拡大の防止のために実際に支出した、 必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。

他人への補償

ペットを飼っている方や自転車をよく利用する方におすすめ!



量 建物

■■家財

●個人・受託品賠償責任補償特約(日本国内のみ補償)

保険金をお支払いする場合

お支払いする保険金

●個人賠償保険

被保険者(注1)が次の事故により他人の身体の障害または 他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負

- ・住宅(保険証券記載の建物)および同一敷地内の動産の 所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の国内の日常生活に起因する偶然な事故
- (注1)この特約における被保険者は、本人のほか次のいずれかに該当する方です。
- ①本人の配偶者 ②本人またはその配偶者の同居の親族 ③本人またはその配偶者の別居の未婚の子 (注2)被保険者が、日本国内において受託した財物をいいます。

被害者または受託物の所有者に対する損害賠償金、訴訟費用など 【1事故につき、個人賠償保険金1億円、受託品賠償保険金10万円が限度】

●受託品賠償保険

受託品(注2)が、次に掲げる間に損壊、紛失または盗取された ことにより受託品について正当な権利を有する者に対し、被保 険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ・受託品が、住宅(保険証券記載の建物)内に保管されている間
- ・受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時 的に住宅(保険証券記載の建物)外で管理されている間

- ②事故日から180日以内に入院された場合、入院日数に応じて2万円~10万円をお支払いします。
- ③事故日から180日以内に通院された場合、通院日数(注6)に応じて1万円~5万円をお支払いします。
- (注6) 5 ②の入院日数を除きます。

その他の補償

地震による火災の備えとして!



地震火災費用保険金支払割合変更特約

この特約をセットした場合、P.6に記載の「⑨地震火災費用保険金」の支払割合が5%から50%にアップします。(注1) (注1) 1981年以降に建築された建物・家財を同時にご契約され、かつ、建物・家財両方に地震保険をご契約されている場 合にセットできます。



●お支払い例 ご契約金額3,000万円の場合 | 5%(150万円) (注2) 基本補償における地震火災費用保険金の割合。

50% (1,500万円) (地震保険によるお支払い)

全焼のとき、ご契約金額の 55% (1,650万円) をお支払いします。

全焼のとき

この特約をセットすると

地震保険をご契約の場合

イ ご契約金額の 、上限50%でご加入の例

50% (1,500万円) (地震保険によるお支払い)

50% (1,500万円) (地震火災費用保険金)

ご契約金額の 100%(3.000万円) をお支払いします。

※この特約の保険料は地震保険料控除の対象外となります。 ※上図は地震保険をご契約金額の50%でセットした場合

スキミング被害やフィッシング詐欺への備えです!



|■■| 家財

ドセキュア [支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約]

●「i・セキュア」は、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約の ペットネーム(愛称)です。

●保険期間が5年以下の場合のみセットできます。

保険金をお支払いする場合 次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。

- ●被保険者(注1)が国内外で個人情報または支払用カード(注2)の不正使用(注3)の被害を被ることにより、 その損害賠償請求に関して弁護士などへ法律相談や相手方への交渉を依頼して費用を負担した場合(下 記のお支払いする保険金1、2をお支払いします。)
- ●被保険者が国内外で個人情報または支払用カード(注2)の不正使用の被害を被ることにより、金銭的 損害を被った場合(下記のお支払いする保険金3をお支払いします。)
- ●被保険者が国内外で金融機関窓口やATMなどを通じ、現金を引き出してから1時間以内に発生した現金 (業務用の現金を除きます。)の盗難事故により、損害を被った場合または死傷された場合(下記のお支払 いする保険金4、5をお支払いします。)
- (注1) この特約における被保険者は、本人のほか次のいずれかに該当する方です。
- ①本人の配偶者 ②本人またはその配偶者と同居または生計を共にする親族
- (注2)支払用カードとは、キャッシュカード、クレジットカードなどの物品の購入、預貯金口座から現金を引き出せる カードをいい、電子マネー、プリペイドカードなどの前払式証票は除きます。
- (注3) 不正使用とは、他人が被保険者の財産権を侵害する目的で不正な手段により、個人情報や支払用カードを使用 することをいいます。

お支払いする保険金

1 法律相談費用保険金

保険期間中、次の保険金の合計額を500万円(保険期間が2年以上の場合は、各保険 年度毎に500万円、保険期間を通じて1,000万円が限度)を限度にお支払いします。

1回の法律相談あたり1万円(1回の事故あたり5万円)を限度に負担された法律相談費用をお支払いします。

2 損害賠償請求費用保険金

1回の事故あたり300万円を限度に、弁護士などへの着手金、報酬金、公的機関に支払うその他の実費などの損害 賠償請求費用から自己負担額(3万円)を差し引いた額をお支払いします。

3 支払用カード・個人情報不正使用保険金 1回の事故あたり100万円を限度に、被保険者が被った金銭的損害(注4)から自己負担額(3万円)を差し引いた額をお支払いします。

4 途中ねらい盗難保険金

1回の事故あたり200万円を限度に、被保険者が被った損害の額(注5)から自己負担額(3万円)を差し引いた額をお支払いします。 (注5)基本補償や他の保険・共済などにより補償される額を除きます。

5 途中ねらい傷害保険金

①事故日から180日以内に死亡された場合、1回の事故あたり100万円をお支払いします。

(注4)法律、カード会員規約などにより補償・免除される額を除きます。



12

保険料は、ご契約金額、保険期間、建物の所在地・構造、各種割増引などによって決定されます。

1.ご契約金額をお決めください

ご契約金額は建物・家財ともに再調達価額に合わせてお決めください。再調達価額を超過してご契約金額をお決めになられても、保険金のお支払いは再調 達価額が限度となります。

■再調達価額の算出方法

建物の場合

ご契約金額は「評価額」を参考に設定されることをおすすめします。評価額の算出方法は次の方法があります。

①年次別指数法	売買契約書などでご確認いただける建築時の建物取得額に物価変動などを反映させて評価額を算出します。
②新築費単価法	建物の専有延床面積に平均建築単価/㎡を乗じ評価額を算出します。

家財の場合

お客さまが所有されている家財を積算によりお見積りください。なお、世帯主の年令・専有延床面積をもとに、下表を使っ て簡易的に再調達価額を算出することもできます。

参考: [平均的な家財の再調達価額の例] (単位:万円)

専有延床面積 世帯主年令	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 120㎡未満	120㎡以上 130㎡未満	独身世帯
29才以下	523	602	683	696	709	722	734	745	757	
30才~34才	683	782	883	896	909	922	934	945	957	
35才~39才	931	1,061	1,193	1,206	1,219	1,232	1,244	1,255	1,267	200
40才~44才	1,115	1,268	1,423	1,436	1,449	1,462	1,474	1,485	1,497	300
45才~49才	1,259	1,430	1,603	1,616	1,629	1,642	1,654	1,665	1,677	
50才以上	1,331	1,511	1,693	1,706	1,719	1,732	1,744	1,755	1,767	

上表には美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていません。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。



建物のみのご契約では



2.保険期間をお決めください

保険期間は1年から10年までの整数年でお決めください。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

保険期間10年でご契約いただく場合の取扱いについて(継続契約の取扱いに関する特約)

保険期間10年でご契約いただいた新規契約の場合は、「継続契約の取扱いに関する特約」が自動的にセットされます。

この特約がセットされた場合、満期の3か月前までに「お客さまから更新されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通知」がないか ぎり、継続前契約と同等のご契約内容(注1)で原則保険期間10年のご契約として自動継続(注2)されますので、継続手続きのお手間が軽減されます。

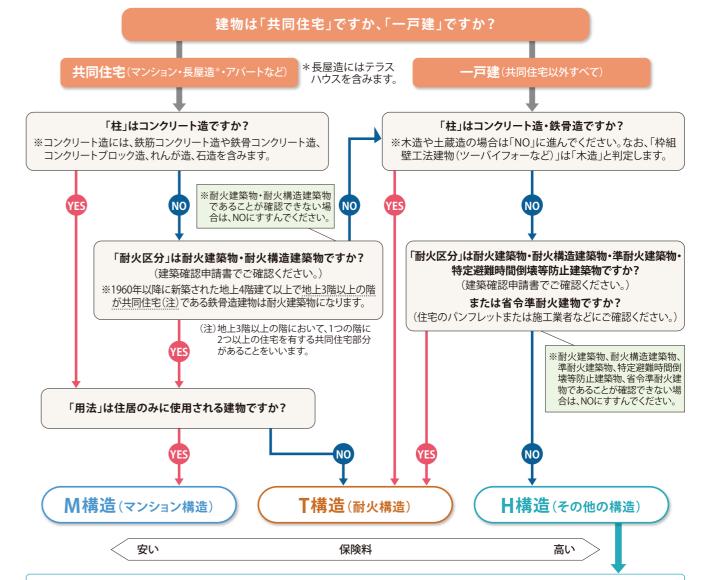
〈例〉保険期間10年でご契約された場合のイメージ

新規契約 自動継続 自動継続 保険期間10年 自動継続後の契約 自動継続後の契約

- (注1)保険期間中に普通保険約款、特約および保険料率等の改定があった場合は改定後のご契約内容となります。
- (注2)「ローン利用者扱特約」をセットしたご契約は、保険申込書に記載のローン期間(お客さまが利用する住宅ローンの借入期間)に合わせて自動的に 継続されます。

3.保険の対象となる建物(家財を収容する建物を含む)の構造級別をご確認ください

建物の「構造級別」により保険料は異なります。「構造級別」は以下のフローチャートにてご確認ください。



前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。

前記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。 所定の条件を満たすときに保険料のご負担を軽減するための「激変緩和料率」が適用されます。

①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

耐火建築物	建築基準法に定める耐火建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄で確認できます。
耐火構造建築物	建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。 建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄の「耐火構造建築物」がチェックされています。
準耐火建築物	建築基準法に定める準耐火建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄で「準耐火建築物(イ-1)」、「準耐火建築物(イ-2)」、「準耐火建築物(ロ-1)」、「準耐火建築物(ロ-2)」のいずれかが確認できます。
特定避難時間 倒壊等防止建築物	建築基準法施行令に定める特定避難時間倒壊等防止建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄の「特定避難時間倒壊等防止建築物」がチェックされています。
省令準耐火建物	「省令準耐火建物」とは、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造として、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める基準に適合する住宅をいいます。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。確認方法としては以下の方法があります。 ①パンフレット・設計仕様書等に「省令準耐火」または「省令簡耐」の記載がある。 ②住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等特約火災保険の保険証券に「省令準耐火」または「省令簡耐」である旨の記載がある。

③上記①②の資料がない場合、住宅メーカー・施工業者などに問い合わせてご確認ください。

4.割増引をご確認ください

ホームライフ総合保険の割増引

■建物の性能や設備に関する割引

耐火性能割引(T構造耐火性能割引·H構造耐火性能割引)

外壁の耐火時間が60分以上(T構造耐火性能割引)または45分以上(H構造耐火性能割引)に該当する建物で、建築確認申請書第四面等でその耐 火時間の確認ができる場合、その写しをご提出いただくことで適用できます。

確認資料:建築確認書(写)、建築確認申請書(写)、建設住宅性能評価書(写)、設計住宅性能評価書(写)

※保険期間の中途においてこの割引は適用できません。

オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気でまかなう住宅)である場合、弊社所定の申告書をご提出いただくことで適用できます。 確認資料:「オール電化住宅割引」/「発電エコ住宅割引」適用に関する申告書

※保険期間の中途においてこの割引は適用できません。

弊社所定の条件を満たしている住宅用太陽光発電システムまたは燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を備え付けた建物の場

合、弊社所定の申告書をご提出いただくことで適用できます。 確認資料:「オール電化住宅割引」/「発電エコ住宅割引」適用に関する申告書

※保険期間の中途においてこの割引は適用できません。

■新築物件に関する割引

新築物件割引 2005年10月1日以降に新築された建物または建物内の家財をご契約いただく場合に適用します。

■たばこを吸わない方に対する割引

ノンスモーカー割引(喫煙事故の保険金支払に関する特約) ※保険期間1年の場合のみ

建物内で喫煙を行わない非喫煙世帯向けの割引です。お客さまから本割引(特約)のご要望があった場合、適用できます。

喫煙による事故では保険金をお支払いできません

※一時的な来訪者の喫煙や、通行人のたばこの投げ捨てなどが原因の事故は補償の対象となります

※非喫煙対象者の方が喫煙を始めた場合は、弊社への通知が必要となります。ただし、本特約を削除する旨の通知漏れがあった場合、 1回に限り救済措置が適用され、支払われる損害保険金の20%(上限100万円)を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

■一定期間経過物件に関する割増

建築年割増) 1980年12月31日以前に建築された建物または建物内の家財をご契約いただく場合に適用します。

地震保険の割引

割引(注)	割引率	適用できる条件	確認資料
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降 に新築された建物である場合	・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等*1が発行*2する書類(写) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写) (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。) ※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 ※2 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	・住宅の品質確保の促進等に 関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の損害等級を有している場合	・品確法に基づく登録住宅性能評価機関**「により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)**2****** ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)**3・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)**5および②「設計内容説明書」など"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できる書類(写)**4 **1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。) **2 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能証明書」(写)・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全
免震建築物 割引	50%	住宅の品質確保の促進等に 関する法律に基づく免震建築 物である場合	体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)など ※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級別計が適用されます。 ※4 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できない場合・「認定通知書」など上記①の書類のみで提出いただいた場合 ※5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
耐震診断	10%	たは耐震改修の結果、改正建築基	・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合

- 行における耐震基準を満たす場合 証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など

(注)複数の割引を重複して適用することはできません。

13

AIU保険会社は

2約款を推奨して行きます!

∼地球を守ろう!~

「e約款」とは、従来の紙とインクを利用して作成した印刷物としての「冊子約款」を、 パソコンなどの電子機器のディスプレイ(画面)で読むことができるようにした 「電子約款」をいい、AIU保険会社では「e約款」というネーミングを使用して います。



ペーパーレス化の一環として、従来の「冊子約款」に代えてAIU保険会社のホームページ(http://www.aiu.co.jp)から参照いただける 「e約款」をお客さまに提供します。

インターネット環境(注)のあるお客さまを中心に、利便性向上と地球環境保護を図るために「e 約款」のご利用を推進して行きます。

お客さまのメリット



● 読みたいページ、探したい言葉をすぐに表示!

読みたい補償ページは、目次からワンクリックで表示できます。 探したいキーワードは、検索ページに入力することで、キーワード候補をすばやく表示できます。

拡大機能で、文字(フォント)も大きく表示!

保険の約款は、文字(フォント)が小さい!とご不満の方も、拡大機能で読みやすく表示できます。

● インターネット環境(注)があれば、いつでもどこでも便利!

従来の「冊子約款」では、保管場所や紛失リスクの問題がありましたが、「e約款」は電子化されたものなので、保管場所に困ったり、 紛失するということは起こりません。インターネット環境(注)があれば、いつでもどこでもAIU保険会社のホームページから参照い ただけます。

地球環境保護に貢献

紙の消費量を削減(ペーパーレス化の推進)!

従来の「冊子約款」で使用する紙の消費量は非常に多く、「e 約款」を推奨することで、温室効果ガス削減への貢献が期待できます。



AIUの火災保険では「e約款」を推奨して行きます。

インターネット環境(注)のないお客さま、または「冊子約款」をご希望のお客さまは、ご契約の際、必ず取扱代理店に「冊子約款」の ご希望をお申し出ください

「冊子約款」をご希望されなかった場合、証券に同封していた「冊子約款」の送付は省略しますので、保険の約款の内容は同封 されている『「e 約款」のご案内』をご確認のうえ、AIU保険会社のホームページ (http://www.aiu.co.jp) からアクセスいただ き「e約款」でご確認ください。

なお、「e約款」選択のお客さまであっても、「冊子約款」が必要となった場合は、取扱代理店または弊社までお申し出いただければ、 弊社より「冊子約款」をご郵送します。

- (注)e約款を閲覧いただくには、次の動作環境が必要です。
 - ■Microsoft Windows: Windows 8, Windows 7, Mac OS: iOS5以上
 - ■ブラウザー: Microsoft Internet Explorer 7.0以上

※注意事項:Windows タブレットの場合、タッチパネルの仕様で正常動作しない場合があります。

地

保

険

(原

則

自動

セ

17

とな

り

ます。

ホームライフ総合保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書

保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、ホームライフ総合保険に関する重要事項(「契約概要」・「注意喚起情報」等)についてご説明しています。 ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

なお、ご契約者と記名被保険者が異なる場合にはこの書面に記載の事項を記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

契約概要

…… 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

…… ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

……このマークがついた項目等は「ご契約のしおり・保険の約款」に詳細が記載されておりますので、ご確認ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり・保険の約款」等でご確 認ください。「ご契約のしおり・保険の約款」は、必要に応じて弊社ホームページ(http://www.aiu.co.jp)の『e約款(ご契約のしおり・補償 内容のご説明)』をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご請求ください。

また、「ご契約のしおり・保険の約款」はご契約後、保険証券のお届けの前後にお送りします。

*ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

■ 用語のご説明 ■ 『『「ご契約のしおり・保険の約款」の〈主な保険用語のご説明〉にも記載されておりますので、ご確認ください。

	/ IS PM = > C	
	用語	ご 説 明
さ	再調達価額(新価)	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
L	時価額(時価)	損害が生じた地および時における保険の対象の価額で、再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、市場流通価格をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、 融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	同居の親族	同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
٤	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ひ	美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品をいいます。
0,	被保険者	保険の補償を受ける方をいい、建物や家財の所有者などがこれにあたります。
\$	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭 をいいます。
70.	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	保険契約者または被保険者の自己負担額です。自己負担額と表記される場合があります。

契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の名称・仕組み

①商品の名称 契約概要

ホームライフ総合保険(スイートホームプロテクション)

②商品の仕組み 契約概要

この商品は、必ずセットしていただく基本補償(損害防止費用保険金を含みます。)とご要望に応じてセットいただける補償・費 用保険金および特約によって構成されております。

基本補償(建物・家財)



🕝 火災、落雷、破裂・爆発…ご要望の有無に関わらず、必須の補償となります。

損害防止費用保険金

…ご要望の有無に関わらず、必須の費用保険金となります。



ご要望に応じてセットいただける補償(建物・家財)



▲ 風災・電災・雪災



砂建物外部からの 物体の落下・飛来・ 衝突等



■水濡れ



力騒擾、 労働争議に伴う 暴力·破壊行為

4 水災







ク不測かつ 突発的な事故



ご要望に応じてセットいただける費用保険金(建物・家財)

事故時諸費用保険金

残存物取片づけ費用 保険金

地震火災費用保険金



で要望に応じてセットいただける主な特約

建物や家財の追加補償………

美術品等の 明記に関する特約

持ち出し家財補償特約

ご近所・他人への補償………

類焼損害補償特約

個人·受託品 賠償責任補償特約

|三|三|の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

|三||三||の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(基本補償)を構成する事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

中しては自 地 床 (水が)が、行が2でし 今 点 く / ここ U 。				
保険金を	お支払いする事故の説明	保険金をお支払いしない主な場合		
(ア)火災、落雷、破裂・ 爆発	火災、落雷、破裂または爆発をいいます。	●保険契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令 違反による損害●保険契約者や被保険者が所有または運転する車両また		
(イ)風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災をいいます。	はその積載物の衝突または接触による損害 ●家財の置き忘れや紛失による損害 ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によ変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥		
(ウ)建物外部からの 物体の落下・飛来・ 衝突等	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、 接触もしくは倒壊または建物内部での車 両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 をいいます。	れ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱等の損害 ●ねずみ食い、虫食い等による損害●保険の対象の欠陥による損害●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ		
(エ)水濡れ	・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の者が占有する戸室での事故 これらのいずれかによって生じた漏水等に よる水濡れをいいます。	得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、 へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ご とにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 等		
(オ)騒擾、労働争議に 伴う暴力・ 破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または 労働争議に伴う暴力・破壊行為をいいます。	上記のほか、(ク)不測かつ突発的な事故の場合 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的な事故によって生じた損害		
(力)盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。 ※保険の対象が家財の場合、建物内における生活用の通貨・乗車券等および預貯金 証書の盗難もお支払いします。	●詐欺、横領によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害		
(丰)水災	水災によって、再調達価額の30%以上の損害が発生または床上浸水もしくは地盤面より45 c m超の浸水による損害が発生した場合をいいます。	●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ●携帯電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、 眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・スノーボード等に生じた損害		
(ク)不測かつ 突発的な事故	(ア)~(キ)以外の不測かつ突発的な事故 (給排水設備に生じた損害を含みます。)を いいます。	等		

②お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

ご契約内容の補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額
建物	損害保険金=損害の額(修理費) - 免責金額 *損害保険金は、1回の事故につき建物の保険金額が限度となります。*免責金額はご契約内容により異なります。保険証券の免責金額欄をお確かめください。
家財	損害保険金=損害の額(修理費) - 免責金額 * 損害保険金は、1 回の事故につき家財の保険金額が限度となります。 * 生活用の通貨は20万円、乗車券等は5万円が限度となります。不測かつ突発的な事故では30万円が1回の事故の限度となります。 * 免責金額はご契約内容により異なります。保険証券の免責金額欄をお確かめください。 * 1個または1組の価額が30万円超の美術品等は、1個または1組100万円かつ1回の事故につき300万円を限度に、自動補償されます。

損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご参照ください。風災・雹災・雪災および水災の補償では、ご契約の内容(型)により損害保険金 の算出方法が異なりますので、ご注意ください。

損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額 や免責金額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

|三|三|の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

17

③主な特約の概要 契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。

特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

美術品等の明記に関する特約	家財の保険金額にかかわらず、1個または1組の価額が30万円超の美術品等および稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類する物を保険の対象として、個別に保険金額を設定する特約です。
持ち出し家財補償 特約	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に生じた損害を補償する特約です。特約に定められた方が持ち出した場合に限ります。
類焼損害補償特約	保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって近隣の住宅や家財に類焼による損害が生じた場合に、類焼を受けた方へ保険金を支払う特約です。
個人•受託品 賠償責任補償特約	【個人賠償保険】 被保険者が日本国内の日常生活や保険証券記載の建物の所有、使用または管理において他人を死傷させたり、物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約です。 【受託品賠償保険】 被保険者が日本国内で受託した他人の物を保険証券記載の建物内に保管または一時的にその建物の外で管理中に、その物が損壊、紛失、盗取されたことで受託品の正当な所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約です。

4保険の対象 契約概要

保険の対象は、「専用住宅(注1)」または事務所兼住宅などの「併用住宅(注1)」およびそれらに収容される「家財(注2)(注3)」です。

- (注1)専用住宅、併用住宅には次の物を含みます。
 - 畳、建具/電気・ガス等の住宅付加設備/門・へい・垣/物置・車庫等の付属建物/外灯・TVアンテナ等で住宅の敷地内にある屋外 設備•装置
- (注2)次の物は、保険の対象とすることはできません。
 - 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、動・植物、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等 その他これらに類するもの(家財補償および盗難をセットされた場合は、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、乗車券等に限 り、補償します。)
- (注3)「不測かつ突発的な事故」については、携帯電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・ スノーボード等は家財補償の対象外となります。

5保険金額の設定 契約概要

保険金額は、建物・家財とも再調達価額に合せてご契約ください。(建物・家財とも千円単位となります。)再調達価額を超えて 保険金額を設定されても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。再調達価額の算出は、「評価額」を参考にご設定

- (注)複数の契約に分けて契約する場合は、まとめて契約する場合よりも保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。
- ※評価額の算出には次の方法があります。詳しくは取扱代理店または弊社へお問い合せください。
- 【建 物】 建築時期(購入時期)と建物の建築(購入)金額(土地代は除く)により、年次別指数法などから算出
- 【家財】 所有されている家財の総額からお見積りください。

なお、世帯主の年令と専有延床面積から簡易的に下表を使って算出することもできます。

参考: [平均的な家財の再調達価額の例] (単位:万円)

専有延床 面積 世帯主 年令	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 120㎡未満	120㎡以上 130㎡未満	独身世帯
29才以下	523	602	683	696	709	722	734	745	757	
30才~34才	683	782	883	896	909	922	934	945	957	
35才~39才	931	1,061	1,193	1,206	1,219	1,232	1,244	1,255	1,267	300
40才~44才	1,115	1,268	1,423	1,436	1,449	1,462	1,474	1,485	1,497	300
45才~49才	1,259	1,430	1,603	1,616	1,629	1,642	1,654	1,665	1,677	
50才以上	1,331	1,511	1,693	1,706	1,719	1,732	1,744	1,755	1,767	

※上表には、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていません。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、原則1年ですが最長10年までご契約できます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合せください。 また、実際に契約する保険期間や補償の開始時期については、保険申込書をご確認ください。

保険期間	1年から最長10年まで
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時* ※保険申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

【保険期間10年でご契約の場合について】

保険期間10年でご契約いただいた新規契約の場合は、「継続契約の取扱いに関する特約」が自動セットされます。この特約がセット された場合、満期の3か月前までに「お客さまから更新されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通知」が ないかぎり、継続前契約と同等のご契約内容(注1)で原則保険期間10年のご契約として自動継続(注2)されますので、継続手続き のお手間が軽減されます。

- (注1)保険期間中に普通保険約款、特約および保険料率等の改定があった場合は改定後のご契約内容となります。
- (注2)「ローン利用者扱特約」をセットしたご契約は、保険申込書に記載のローン期間(お客さまが利用する住宅ローンの借入期間)に合わせて自動 的に継続されます。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要 ①保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額・保険期間・建物の所在地・構造、用法等により決定されます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合せく ださい。また、実際に払い込む保険料については保険申込書をご確認ください。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は次のとおりです。他にクレジットカード払やコンビニエンスストア払があります。ただし、ご契約内容によりお選びい ただけない払込方法があります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

主な払込方法	一時払(一括払)	分割払(注)		
主な私込力法	一時拉(一指拉)	初回保険料	2回目以降の保険料	
口座振替方式	0	0	0	
集金•振込方式	0	0	0	

(注)保険期間1年の契約に限られ、所定の割増が適用されます。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込みください。次に掲げる払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金 をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払(一括払)	分割払(注)		
主な私込力法	一時五(一指五)	初回保険料	2回目以降の保険料	
口座振替方式	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月応当日まで	
集金•振込方式	_	_	払込期日の翌月応当日まで	

(注)で契約時に保険料を払い込む(保険料の払込猶予がない)方法の場合、保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまで の間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(4) 地震保険の取扱い

19

契約概要注意喚起情報 ①商品の仕組み

地震保険は、ホームライフ総合保険(以下ここでは「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。(主契約の保険期間の中途か ら地震保険をご契約いただくこともできます。)また、地震保険を単独で契約することはできません。

地震保険のご契約を希望されない場合には、ホームライフ総合保険申込書の「地震保険ご確認印」欄にご捺印ください。

②補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象であ る建物や家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の 認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。

損害の程度・		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額		
	摂合の住反	建物家		の文仏いする体検並の領	
	全損	主要構造部(注1)の損害の額が建物の時価の50%以上	家財の損害の額が家財の	地震保険の ご契約金額の100%	
	全損	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	時価の80%以上	(時価が限度)	

≣|≣|の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする
損苦の性及	建物	家財	保険金の額
十十七	主要構造部(注1)の損害の額が建物の時価の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価の	地震保険の ご契約金額の60%
大半損 ├──	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満	60%以上80%未満	(時価の60%が限度)
1, W-12	主要構造部(注1)の損害の額が建物の時価の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価の	地震保険の ご契約金額の30%
小半損 ──	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満	30%以上60%未満	(時価の30%が限度)
- 郊場	主要構造部(注1)の損害の額が建物の時価の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価の	地震保険の ご契約金額の5%
一部損	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	10%以上30%未満	(時価の5%が限度)

- ※1回の地震等(注2)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金 総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。(2016年8月現在)
- (注1)基礎、柱、壁、屋根等をいいます。
- (注2)72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- ③保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報
- ▼保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ▼地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ▼門・塀・垣のみに生じた損害
- ▼損害の程度が一部損に至らない損害 等

4保険期間 契約概要

▼主契約が1年の場合 主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

▼主契約が1年を超える場合:1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や最長5年までの長期契約とする方式があり、 主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

地震保険の対象は、「専用住宅」・「併用住宅」およびそれらに収容される「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象 とすることはできません。

▼次のものは地震保険の対象に含まれません。

通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その 他の美術品、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの、商品、営業用行器・備品その他これらに類するもの

- ●地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30%~50%の範囲で設定してください。ただし、他の地震保 険契約と合算して、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
- ●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建 築年割引、免震・耐震性能に応じた耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引を適用できる場合があります。実際に契約 する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。
- ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に 係る地震防災対策強化地域内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約または地震保険金額の増額契約はお引き受けで きませんのでご注意ください。

(5)満期返れい金・契約者配当金 (契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上のご注意事項)

保険契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項につい て、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、黒地白抜き文 字の告知事項各欄または☆が付いている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合 には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①建物または家財を収容する建物の情報:所在地、建物の構造・用法等

など ②他の保険契約等に関する情報 : 建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報

|三||三||の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(2) クーリングオフ (注意喚起情報)

- ●保険期間が1年を超える契約(長期契約)については、契約の申込み後であっても、 申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことが できます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申し出いただ ける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日 を含めて8日以内です。この期間内に、弊社「クーリングオフ窓口」宛に、必ず郵送して ください。(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフできません のでご注意ください。
- ・保険期間が1年以内のご契約(「自動継続特約」をセットしたご契約を含みます。)
- ・営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等によるご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に 質権が設定されたご契約等)
- ・第三者の担保に供されているご契約
- 賃貸借契約等により債務の履行を担保するために保険契約の付保を義務付けられている火災保険契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約
- ●クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお返しいたします。また、取扱代理店および弊社はクーリン グオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社 が負っていることから、保険期間の開始日(この開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日ま での期間に相当する保険料を日割で払い込んでいただくことがあります。

<記入例>

1 3 0-8 5 6 0

O保険会社

リングオフ窓口」

行

下記の保険契約を

クーリングオフします。

•申込人住所

·氏名 ⑩

·電話自宅

勤務先

・ご契約申込年月日

申し込まれた保険の内容

証券番号または領収証番号

・ご契約を申し込まれた代理店名

- ●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は 生じないものとします。
- ●取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等

注意喚起情報

で契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にで通知ください。で通知がない場合、で契約を解除するこ とや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の構造・用法等を変更した場合
- ②建物または家財を収容する建物の所在地を変更した場合

また、ご契約後、次のいずれかの事実が発生したことにより、保険の対象に対する評価額が増加または減少した場合には、遅滞なく取扱代 理店または弊社までお申し出ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ①保険の対象である建物の増築・改築または一部取りこわし
- ②ホームライフ総合保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

通知事項に掲げる事実に変更が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除 することがありますので、ご注意ください。

- ①建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ②建物が住居として使用されなくなった場合
- ③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ②ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ③建物または家財を売却、譲渡する場合

(2)解約返戻金

21

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。

- ●ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
- ●解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて解約返戻金を返還します。ただし、解約返戻金は原則として、 未経過期間分よりも少なくなります。
- ●保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合 があります。弊社からの追加請求にもかかわらず、その払込みがない場合はご契約を解除することがあります。

|三|三|の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

【1】取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、 保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代 理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込み いただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたも のとなります。

【2】保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の 仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加 入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人 (破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人を いいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損 害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象と なる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。 ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月まで に発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居 住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする 地震保険の保険金や解約返戻金は100%補償されます。

【3】補償の重複について 注意喚起情報

次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別 の保険契約にて同種の補償をセットされている場合には、補 償が重複することがあります。既にご加入の別の保険契約の 補償内容もご確認いただき、取扱代理店もしくは弊社までお 問い合せください。

<個人・受託品賠償責任補償特約、持ち出し家財補償特約、 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約、借家人賠 償責任•修理費用補償特約、類焼損害補償特約>

【4】個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

(1)個人情報の利用目的

弊社は、このご契約に関する個人情報を以下の目的のた め利用します。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給 付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案 内・提供、ご契約の維持管理
- ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
- (2)個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場 合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊 社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ②再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険 を取り扱う他の会社に提供する場合
- ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に 登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ④事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事 項について損害保険会社などの間で確認する場合(同一の 損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険 会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
- ⑤保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故 の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合
- (3)個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIUお問合せ窓口:電話0120-336-112(通話料無料) (受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く午前9時~午後5時) 弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊 社ホームページをご覧ください。(URL: http://www.aiu.co.jp)

【5】団体扱・集団扱でのご契約の場合

団体扱・集団扱でご契約いただく場合は、ご契約者または保険の対 象の所有者が下表に該当するかご確認ください。

	ご契約者	保険の対象の所有者	
団体扱	団体に勤務し、毎月の給 与を受けている方など (団体が認める退職者を 含む)	●ご契約者 ●ご契約者 の同居の親族 ●ご契約 者の別居の扶養家族	
集団扱	●集団の統括組織 ●集団 の統括組織の役員・従業員 ●集団の構成員 ●集団構 成員の役員・従業員	●ご契約者 ●ご契約者 の同居の親族 ●ご契約 者の別居の扶養家族	

■事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約 款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり・保険の約款」の 「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等を ご提出いただく場合があります。

■以下の事項については、「ご契約のしおり・保険の約款」 をご参照ください。

重大な事由による解除について、保険料の割増引について、構造 級別について

1.保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店もしくは弊社 営業部支店の電話番号までご連絡ください。また、本店へお電話いた だく際は右記までご連絡ください。

AIU保険会社 本店

電話 0120-75-7151 (通話料無料)

(受付時間:午前9時~午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

2.事故のご報告

この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店もしくは右記 の事故受付センターまでご連絡ください。

(事故以外のお問合せは上記1.の各連絡先まで)

AIU受付専用ダイヤル(受付時間24時間365日)

電話 0120-01-9016 (通話料無料)

3.弊社の契約する指定紛争解決機関 注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定 紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立て をおこなうことができます。詳細は右記アドレスからホームページをご 覧ください。

保険オンブズマン (http://www.hoken-ombs.or.jp)

雷話 03-5425-7963

(受付時間:午前9時~午前12時 午後1時~午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

IP電話の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

|三||三||の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

22